

## 印刷物仕様書

印刷物名	自動車税種別割納税通知書 (再発付用)	数量	( 枚 組) <input type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 枚 5, 0 0 0 <input type="checkbox"/> 組 <input type="checkbox"/> 冊 <input checked="" type="checkbox"/> セット
印刷区分	<input type="checkbox"/> オフセット <input checked="" type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B 判 ( <input type="checkbox"/> 仕上がり)	<input checked="" type="checkbox"/> 17インチ × 4・1/2インチ	<input type="checkbox"/> mm × mm
	【表紙】 kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 片面刷/ <input type="checkbox"/> 両面刷 ( 色)		
	【本文】 頁 72kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input checked="" type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ノーカーボン紙 (青・黒) (N ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 減感 ( 枚目) <input type="checkbox"/> 裏カーボン ( 枚目) <input type="checkbox"/> 片面刷 ( <input type="checkbox"/> モノクロ ( 頁) <input type="checkbox"/> 2色 ( 頁) <input type="checkbox"/> 3色 ( 頁) <input type="checkbox"/> 4色 ( 頁)) <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 ( <input type="checkbox"/> モノクロ ( 頁) <input checked="" type="checkbox"/> 1色 (裏面) <input checked="" type="checkbox"/> 2色 (表面) <input type="checkbox"/> 4色 ( 頁))		
	【仕切紙】 枚 <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> 色上質紙 (薄口・中厚口) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 片面刷/ <input type="checkbox"/> 両面刷 ( 色)		
製本	<input type="checkbox"/> 無線 (あじろ) とじ <input type="checkbox"/> 針金とじ ( <input type="checkbox"/> 中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) ( カ所) <input type="checkbox"/> 上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input checked="" type="checkbox"/> バラ ( 枚帯掛) <input checked="" type="checkbox"/> 穴 (1カ所) <input type="checkbox"/> ミシン ( 本) <input type="checkbox"/> セット仕上 ( 枚帯掛) <input type="checkbox"/> 天のり ( 組 冊) <input type="checkbox"/> 折り ( <input type="checkbox"/> 二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 巻三つ折 <input type="checkbox"/> 巻四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 観音折) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (縦ミシン4本)		
グリーン購入	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【判断基準】 (1)総合評価値 80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上の植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。		
写真	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input type="checkbox"/> 無 ( 点) <input type="checkbox"/> 有 ( 点)] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点		
イラスト	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input type="checkbox"/> 無 ( 点) <input type="checkbox"/> 有 ( 点)] <input type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 点		
支給原稿	【表紙】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： ) 【本文】 <input checked="" type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： ) 【イラスト】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： ) 【写真】 <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト： )		
原稿引渡	<input checked="" type="checkbox"/> 受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)		
校正責任者	所属名 総務部税務課 担当者 榎 内線 (2229) 外線 (024-521-7070)	校正回数	1 回
納入期限	令和7年3月31日 (月)	データ納品	<input type="checkbox"/> 要 (形式： ) <input checked="" type="checkbox"/> 不要
納入場所	福島県総務部税務課の指定する場所 (福島市内) 【その他納品先】 <input type="checkbox"/> 有 ( カ所) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
特記事項	自動封入封緘機仕様、MPN仕様のこと。 印刷物の完成後に個人情報や税情報を印字するため、製品サンプルを提出して合格した後に納入してください。		

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。  
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。  
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照)については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

## 印刷上の留意事項

本通知書等は短期間に迅速にかつ正確に処理しなければならないため、印刷において次の点に留意する必要がある。

<自動車税種別割納税通知書（再発付用）（以下、「通知書」という。）>

- 1 マルチペイメントネットワーク標準帳票仕様書に準拠していること。
- 2 本通知書には、別途、文字、数字等を印字する（別発注。以下、「印字業務」という）。  
印字された文字、数字、バーコード、QRコード等は金融機関等で読取処理するので印字品質の適性があること。
- 3 自動引抜・名寄を行うバーコードが読めること。
- 4 自動封入封緘機の適性があること。
- 5 カスタマーバーコードが読めること。
- 6 コンビニ収納を行うため、コンビニエンスストア用のバーコードが読めること。
- 7 地方税共通納税システム対応のため、地方税統一QRコードが読めること。
- 8 金融機関の消し込み読み取りが確実であること。

業務を速やかに執行するため、上記事項について、印字業務請負業者の印刷施設（福島市内）において、印字テストを行い、全て合格後に通知書及び封筒の本番印刷を始めること。

また、各種テストにおいて不都合が生じた場合、速やかに是正して再テストに対応できること。

以上に対応するため、印字業務請負業者の印刷施設（福島市内）にテストに必要な分だけ通知書及び封筒を納入できること。

なお、公印等の管理やテストの確認のため、担当職員が、受注業者の印刷施設で立会い監督する場合もある。

年度納付済通知書

口座番号	02120-7-960004	加入者名	福島県総務部 税務システム課	合計		円
共通納税機関コード		案件特定キー		確認番号		税目番号
納期限	年 月 日	登録番号				

30

納税者	様	領収日付印	
C/V/S 取納用		eL QR	

代行会社 税NTTデータ (ご注意) バーコードがないものや金額訂正したもの、コンビニエンスストアでは納付できません。

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター

納付書

加入者名	福島県総務部税務システム課
口座記号番号	02120-7-960004
税額	円
延滞金	円
合計	円

納税者 様

eL番号:

賦課年度	年度分
登録番号	
納期限	年 月 日

領収日付印

取扱金融機関又はコンビニ店納付

年度

年度納税通知書兼領収証書

加入者名 福島県総務部税務システム課  
口座記号番号 02120-7-960004  
(納税者)

(お問い合わせ番号)

(住所)

(氏名)

様

(eL番号)

登録番号		円
タイプ		
税額		円
延滞金		円
合計		円

賦課年度	年度分
------	-----

納期限	年 月 日
-----	-------

上記のとおり納めてください。

年 月 日

(裏面をよくお読みください。)

本税の内訳	前回までの税額 ①	円
	今回変更する税額 ②	円
	変更後の税額(①-②) ③	円
	既納付税額 ④	円
	今回納付すべき税額(③-④) ⑤	円

左記の金額を領収しました。

領収日付印

代行会社 税NTTデータ 納税者控

自動車税種別割納税証明書

(納税者) (お問い合わせ番号)

納税者 様

領収日付印

この証明書は領収日付印が 年 月 日

までのものに限り使用できます。

- なお、次の場合には使用できません。
- 登録番号欄に\*\*\*印がある場合
  - 金融機関等の領収日付印がない場合 (裏面をよくお読みください。)

領収日付印

自動車税種別割納税証明書について

登録番号欄に\*\*\*印がある場合は、前年度までの自動車税種別割又は延滞金が未納となっていること等がありますので、次の場所で確認の上、納付等をして、自動車税種別割納税証明書を請求してください。

- 最寄りの地方振興局税務部 または
- 県北地方振興局吉倉出張所
- いわき地方振興局内郷出張所

自動車税種別割に関するお問い合わせ先

- 県北地方振興局税務部 電話 024-521-2702
- 県中地方振興局税務部 電話 024-935-1261
- 県南地方振興局税務部 電話 0248-23-1519
- 会津地方振興局税務部 電話 0242-29-5261
- 南会津地方振興局税務部 電話 0241-62-5214
- 相双地方振興局税務部 電話 0244-26-1127
- いわき地方振興局税務部 電話 0246-24-6025

(窓口受付時間 8:30~17:15

祝日を除く月曜日から金曜日)

自動車税種別割の課税について

- 自動車税種別割は、地方税法第146条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。
- この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます。(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません。(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。


自動車税種別割の延滞金について

- 納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。
- 延滞金額は、税額について年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)で計算します。
  - (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
  - (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

納付の方法について

- 金融機関等の窓口
  - 県指定金融機関(東邦銀行)
  - 県収納代理金融機関(各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合等)
  - 全国の地方税統一QR対応金融機関
  - ゆうちょ銀行、郵便局
  - コンビニエンスストア(一部納付できないコンビニエンスストアもあります。)
  - 県内各地方振興局

- スマートフォン決済アプリ  
各種スマートフォン決済アプリの使用 방법에従い、表面のeL-QRを読み取ることで納付できます(一部対応していないアプリもあります。)

- 地方税お支払サイト  
サイトへアクセス後、次の方法で納付できます。  
・クレジットカード ・口座振替  
・インターネットバンキング 等  
アクセスはこちらから   
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※ 納付方法等の詳細については、県HPをご覧ください。また、各地方振興局税務部へお問い合わせください。

福島県 納付の方法 検索

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙を、ゆうちょ銀行又は郵便局の涉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼者様からご提出いただきました払込票に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者に通知する場合があります。